

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 59 年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月 1 日から 61 年 3 月 10 日まで  
: ② 昭和 57 年 9 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで  
: ③ 昭和 61 年 3 月 10 日から 63 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 9 月 1 日から 63 年 5 月 1 日まで、A 社の B 営業所に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間①が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額は、実際に支給されていた金額（70 万円から 100 万円）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び当時の同僚の供述から、申立人は、昭和 59 年 9 月 30 日まで、A 社の B 営業所に勤務していたことが確認できるとともに、同僚から、当該期間において、申立人の雇用形態及び担当業務に変更があったとする証言は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 59 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日まで、A 社の B 営業所に勤務し、59 年 9 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は平成5年9月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和59年10月1日から61年3月10日までの期間について、当時の複数の同僚の供述及び申立人が提出した普通預金月中取引一覧表（昭和60年6月10日から61年3月10日まで）から、申立人とA社との間に何らかの契約関係が存在していたことがうかがわれるものの、当時の同社B営業所長は、「申立人は、自ら開業するために、A社を一旦退社したが、その後、自営業がうまく行かないことから同社に再入社した。なお、再入社であっても厚生年金保険にはすぐには加入させなかった。」旨を供述している上、申立人も、「昭和59年の暮れ頃から半年間くらい自営業を営むとともに、A社にも籍を置いて営業活動をしていたことを思い出した。」旨を供述している。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和59年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料を納付し、かつ60年4月から61年2月まで、申請免除期間とされていることが確認できる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②及び③について、当時の複数の同僚の供述及び申立人が提出した普通預金月中取引一覧表（昭和61年3月10日から63年4月11日まで）から、当該申立期間における申立人の給与は、オンライン記録に登録されている標準報酬月額に比べ高額であったことが確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間②及び③当時、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の標準報酬月額と比べ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額という事情は見当たらない上、当時の複数の同僚からは、「A社では、基本給とは別に歩合給が支給されており、社会保険事務所には、基本給の金額を届け出ていたと思う。」旨の供述が得られた。

また、A社の事業所別被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡<sup>こんせき</sup>は認められず、ほかに、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和59年10月1日から61年3月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②及び③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 28 日

平成 16 年 7 月に A 社から支給された賞与について、実際の賞与支給額が 23 万円で、かつ当該支給額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の標準賞与額が 18 万 5,000 円とされているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書（平成 16 年 7 月 28 日支給分）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 18 万 5,000 円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を誤って社会保険事務所（当時）に行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 7 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。